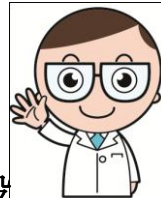


# 医業トピックスQA

平成 26 年  
1 月 17 日  
第 29 号



## 今月の院長先生からの質問



**Q** 訪問診療が増えているため、訪問看護ステーションを併設しようかと考えています。なにか注意点はありますか？

**A** 訪問看護ステーションを併設すると、介護保険の適用事業所となり、医療保険においても管理療養費や 24 時間対応・体制加算などの算定が受けられるようになります。  
ただし、常勤換算で 2.5 人以上の看護師等を置かないといけないため、人件費は大きく増えることとなります。  
医療機関の場合、みなし指定を受けることができるため、現状でも訪問看護が出来ないことはありません。  
みなし指定のまま訪問看護を行うか、それともステーションを併設するかは、ある程度採算を計算する必要があるかと思います。

## 今月の時事ニュース

「医師に関わらず、ふさわしい者を理事長に」  
～規制改革会議の健康・医療WG～

政府の規制改革会議の健康・医療ワーキンググループは 1 月 9 日、「医療機関の活力向上、経営の透明性の確保を挙げ、この 2 点について、「企業等で実績を残した経営経験豊かな人材を、医師、歯科医師に関係なく理事長に選べる制度とすべきではないかと指摘した。

また、多様な主体から医療法人への出資を促し、多様な意見を経営に反映されるよう、出資額に応じた議決権の行使を可能とし、株式会社を含む営利法人が社員になることを認めるべきではないかなどの意見がでた。